

伊予市中小企業・小規模企業等振興補助金 申請要領

感染症の影響により大きく変化する経済環境の中において、新たに創業起業を目指す事業者及び事業の継続や拡大に取り組む事業者が実施する「創業支援事業」、「地域産業力強化支援事業」、「広告PR事業」の3つの事業について市が予算の範囲で補助金を交付します。

補助金交付対象者

交付対象：

- (1) 個人にあつては本市の住民基本台帳に登録されている方、法人にあつては市内に主たる事業所を有している方
- (2) 補助金の受給後も引き続き事業を継続する意思がある方
- (3) 市税の滞納のほか、市に対する返還金等の債務が無いこと
- (4) 個人にあつては代表者、法人にあつては役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない方
- (5) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」でない方

[交付対象外]

次の項目のいずれかに該当する場合は、補助金受給の対象になりません。

- 1 共通（創業支援事業・地域産業力強化支援事業・広告PR事業）
 - (1) 医師、歯科医師、助産師
 - (2) 不動産業（賃貸に限る。）を営む者
 - (3) 系統出荷による収入のみである個人農業者、林業者又は水産業者
 - (4) 条例第2条第1号又は第2号に該当しないもの
- 2 個別（創業支援事業）
 - (1) 副業、兼業による創業
 - (2) 既存の法人の代表者又は役員職にある者による創業
 - (3) 令和4年3月31日以前に創業している者
 - (4) 既に事業を行っている個人事業主の法人化、法人変更等

補助事業の内容

「創業支援事業」、「地域産業力強化支援事業」、「広告PR事業」の3つの事業について、事業区分ごとに5万円以上の経費が掛かる場合が対象です。

補助事業の区分	補助対象経費（例）	補助金の額
創業支援事業	地域の活性化等を目的として、市内で確実な創業・起業に向けた手続きや工事等に係る経費 （例）手数料（事務代行料、不動産仲介等） 工事費（店舗、設備工事等）等	補助対象経費の1／2 補助額上限 500,000 円
地域産業力強化支援事業	新たな生活様式に基づく業態転換や感染予防の取組を織り込んだ新たなビジネススタイルの定着に向けた取り組みに係る経費 （例）工事費（施設改修等） 備品購入費 AI等導入費 等	補助対象経費の2／3 補助額上限 300,000 円
広告PR事業	商品の販売促進及び雇用の確保を目的として社名、屋号及び商品に関する広告に係る経費 （例）印刷製本費 製作手数料（チラシ折込等） 委託料 広告掲載費 等	補助対象経費の1／2 補助額上限 100,000 円

1事業者につき、合計の補助額500,000円が上限となります。

消費税及び地方消費税は経費の額に含みません。

国、県や他地方自治体から該当経費に係る補助金等の交付を受けている場合は、その補助金額を経費から差し引きます。

補助対象とならない経費の例

- ①見積書（明細）、請求書、領収書などの証拠書類が提出できないもの
- ②交付決定前に工事等の着手を行っているもの
- ③補助金の申請書類、実績報告書の作成、送付、手続きに関する費用
- ④自宅兼店舗（事務所）の自宅部分及び共有部分の整備に係る経費
- ⑤社会通念上、市場価格に比して著しく価格に差があるもの
- ⑥明らかに補助事業に必要なない工事・備品
- ⑦定期的に掛かる利用料等（電話代、インターネット利用料、クラウドサービス利用料等）
- ⑧汎用性があり、目的外使用となり得るもの（例：パソコン、タブレット、プリンタ、自動車等車輛（一部除く）、自転車、当該補助金専用ではないサーバ等）の購入費
- ⑨消耗品類（文房具、マスク、フェイスシールド、消毒用アルコール等）
- ⑩設備等の中古品
- ⑪自社により工事、設置等を行ったもの
- ⑫販売用商品と同じものを試供品として用いる場合の購入費
- ⑬フランチャイズ本部が作製する広告物の購入費
- ⑭補助事業の目的以外で使用するもの
- ⑮官公署などへ対する各種証明類取得費用、印紙代、各種税金

申請受付期間

令和4年7月1日（金曜日）から令和4年10月31日（月曜日）まで

※当日消印有効

申請方法

伊予市中小企業・小規模企業等振興補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて郵送で提出してください。（窓口を持参されても受付できません。）

【提出先】伊予商工会議所（〒799-3111 伊予市下吾川 1512 番地 6）

提出に必要な書類

書類の名称等	詳細な要件等
交付申請書 （様式第1号）	申請書の記入例をご参照ください。
事業計画書 （様式第1号別紙）	申請書の記入例をご参照ください。
申請者が事業を営んでいることが分かるもの	【個人事業主の場合】 前年の確定申告書等（税務署の受付印や電子申告の受付がわかるもの） 【法人の場合】 直近の法人税確定申告書（税務署の受付印や電子申告の受付がわかるもの） <創業支援事業の場合> 申請前に開業している場合は、開業届を提出してください。
申請者の本社や住所が分かるもの	【個人事業主の場合】 本人確認書類（運転免許証等） 【法人の場合】 登記事項証明書（3か月以内に取得したもの）※写し可
市税完納証明書	伊予市税にかかる完納証明書を提出してください。市役所税務課又は中山・双海地域事務所で取得できます。 ※個人事業主の方は本人分のみで可。 ※非課税につき完納証明書が取得できない場合はお申し出ください。
対象となる設備等の見積書や製品概要等が分かるもの	予算金額や製品の性能、型番等が特定できる見積書やカタログ等が必要です。また、設置等する前の現況写真や完成予想図も必要です。 ※事業計画書に記入する内容の根拠となるもの

実績報告受付期間

交付決定日から令和4年12月23日（金曜日）

※当日消印有効

<注意>

実績報告受付期間内に事業が完了しない（支払いが完了しない）ものについては、補助することができません。クレジットカード等の引き落としが期間内に完了している必要があります。

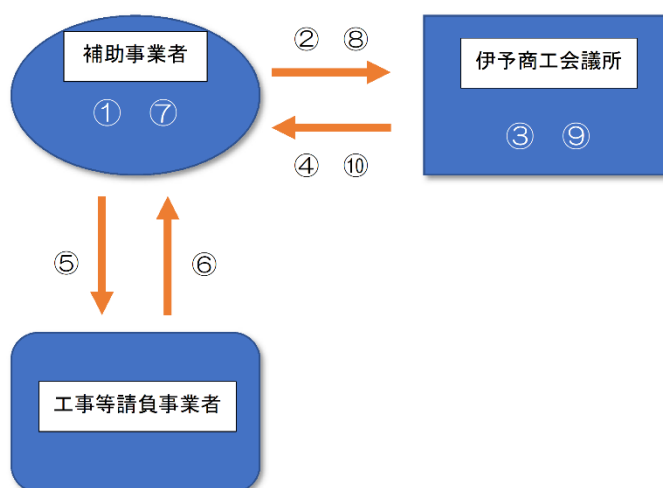
実績報告及び請求方法

伊予市中小企業・小規模企業等振興補助金実績報告書（様式第6号）に必要書類を添えて郵送又は窓口で提出してください。

書類の名称等	詳細な要件等
実績報告書 (様式第6号)	
事業実施報告書 (様式第6号別紙)	申請書の記入例をご参照ください。
請求書 (様式第8号)	申請書の記入例をご参照ください。
支出証拠書類	<p>交付決定後に支出したと支出先がわかるもの 領収書、請求書、預金通帳の該当部分の写し、振込の控え等 ※宛名や購入物の内容がわかる但し書きなどの記載があるもの ※クレジットカード支払いの場合は、口座からの引き落とし日が補助事業期間内であること ※事務代行や委託の際に税金等が請求書等に含まれている場合は、内訳も提出し、補助対象とならない経費を差し引くこと</p>
事業完了の写真又は成果物	<p>購入又は設置等をしたことがわかる写真（設置前及び設置後両方とも） ・型番の記載がわかる写真 ・設置場所が事務所や店舗等、事業で使用していることがわかる全景写真 チラシ等の成果物がある場合は、その成果物も提出すること <申請日時点で創業していない場合> 開業届、登記事項証明書</p>

申請手続きの流れ

- ①事業計画の作成、見積もり等の取得
- ②必要書類をまとめ、提出
- ③申請書の受付審査
- ④決定通知書の発送
- ⑤工事等の発注
- ⑥工事等の完了
- ⑦実績報告書の作成、写真撮影
- ⑧実績報告書の提出
- ⑨実績報告書の受付審査
- ⑩補助金の交付



お問い合わせ

伊予商工会議所 TEL089-982-0334

双海中山商工会 TEL089-967-0197

伊予市役所 産業建設部 商工観光課 TEL089-982-1120

書類の記入のしかた

交付申請書

記入例

様式第1号（第6条関係）

伊予市長 武智邦典様

令和4年8月1日

完納証明書記載の「住所」を記入

住所 伊予市米湊820番地
名称 株式会社中山●●製造所
(代表者名) 代表取締役 双海 太郎
連絡先 089-982-XXXX
※署名又は記名押印

個人事業主で屋号があれば「名称」に記入

伊予市中小企業・小規模企業等振興補助金交付申請書

下記のとおり補助金の交付を受けたいので、以下のことを同意・宣誓の上、申請します。

申請に当たり、以下の事項に同意・宣誓します。(内容を確認し☑すること。)

- 新型コロナウイルス感染症により大きく変化する経済環境の影響を受けています。
- 市長が必要と判断した場合、申請書類に記載された情報を他の官公署等に照会、及び提供することについて同意します。
- 伊予市中小企業・小規模企業等振興補助金交付要綱第3条に掲げる条件をいづれも満たしています。
- この申請書又は添付書類の内容は、事実と相違ありません。

全ての項目に☑がなければ申請できません。

記

1 事業区分（該当事業にチェックすること。）

- 創業支援事業
- 地域産業力強化支援事業
- 広告PR事業

支援を受けようとする区分に☑

2 補助対象経費予算額 450,000 円

3 補助金交付申請額 300,000 円 (1,000)

事業計画書の合計金額を記入する。

4 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 法人にあっては直近の確定申告書、個人にあっては前年の確定申告書の写し
- (3) 法人登記簿謄本又は本人確認証の写し
- (4) 市税完納証明書
- (5) 対象となる設備等の見積書及び製品概要が分かるもの
- (6) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

様式第1号（第6条関係）別紙

事業計画書

事業の目的及び内要 1（創業支援事業の場合は営む事業についての説明も記入）	<p>■事業実施場所： 伊予市米湊 820 番地 ●●</p> <p>■事業実施予定時期： 9月中旬</p> <p>■事業内容：（例1） 市内で飲食店を開業するため、店舗改修や設備工事を行う。伊予市〇〇番地に「〇〇（屋号）」を〇月に開業。従業員〇名を雇用予定。月〇人の来店を見込む。等</p> <p>（例2） 新型コロナウイルス感染症対策として、自動運搬装置を導入し作業場の密を回避する。 新型コロナウイルス感染症防止のため、飛沫感染防止パーテーションを導入する。等</p> <p>（例3） 自社商品を広くPRし、売上増加を目指すため折込チラシを 10,000 枚数作成する。 情報誌等に社名を掲載し、雇用の確保に努める。等</p>		
	2 支出経費の明細等		
補助対象経費の名称	区分※	予算額 (税抜)	補助金額 (予算額×補助割合)
(例1) 店舗工事費	A	200,000	100,000
(例2) パーテーション	B	50,000	} 300,000
自動運搬装置	B	2,100,000	
県の補助金		▲1,500,000	
(例3) 折込チラシ	C	300,000	100,000
合計		1,150,000	500,000

個人事業主で店舗住所が完納証明書住所と異なる場合「事業実施場所」に店舗住所を記入

実施しようとする事業内容を可能な限り具体的に記入する。(見込む数字や実施時期等)

国や県の補助金の交付を受けている場合は予算額から引いた後に補助割合をかける。補助金の名称を記入する。

(1,000円未満切捨て)

※区分には該当する以下の事業を記入してください。

- A（創業支援事業、補助割合 1/2、上限 500,000円）
- B（地域産業力強化支援事業、補助割合 2/3、上限 300,000円）
- C（広告PR事業、補助割合 1/2、上限 100,000円）

補助金額合計の上限を 500,000円とする。



事業を実施する間に、申請内容と異なる内容が生じた際は**変更承認申請**が必要になります。ただし、以下の場合は申請が不要です。申請方法等、詳しくはお問合せください。

- ① 補助対象経費の 20 パーセント以内の減額をしようとするとき。
- ② 事業費、財源、事業期間等の軽微な変更をしようとするとき。

また、変更承認申請の期限も令和 4 年 10 月 31 日（月曜日）です。以降は変更することができません。

事業実施報告書

記入例

様式第6号（第10条関係）別紙

事業実施報告書

補助事業について、詳細な実施内容を全て記入する。（実施時期、実施したことによる効果・実績、発行部数、閲覧件数等）

事業実施 1 内容及び 効果等	<p>■事業実施時期： 9月20日～10月15日</p> <p>■事業実施内容：（例1） 市内で飲食店を開業するため、看板の設置や厨房の工事を行った。伊予市〇〇番地に「〇〇（屋号）」を〇月に開業。従業員〇名を雇用。月〇人の来店を見込む。等</p> <p>（例2） 新型コロナウイルス感染症対策として、製造ラインAとBの間で複数の従業員が製品の運搬を行っていたが、自動運搬装置を導入し作業場の密を回避した。 来店客との間に飛沫感染防止パーテーションを導入したことで新型コロナウイルス感染症感染防止を行った。等</p> <p>（例3） 自社商品または社名を広くPRし、売上増加を目指すため折込チラシを10,000枚作成し、伊予市および松前町の一部に全枚数配布した。 情報誌〇〇に求人情報を掲載し、実施期間中に〇名の応募があった。等</p>
	2 支出経費の明細等

補助対象経費の名称	区分※	決算額 (税抜)	補助金額 (決算額×補助割合)
（例1）店舗工事費	A	200,000	100,000
（例2）パーテーション	B	50,000	300,000
自動運搬装置	B	2,100,000	
県の補助金		▲1,500,000	
（例3）折込チラシ	C	300,000	100,000
合計		1,150,000	500,000

領収書・請求書の金額を「決算額」に記入する。
実施期間中に県や国の補助金の交付を受けた場合は決算額から引いて補助金額を計算する。

(1,000円未満切捨)

※区分には該当する以下の事業を記入してください。

A（創業支援事業、補助割合1/2、上限500,000円）

B（地域産業力強化支援事業、補助割合2/3、上限300,000円）

C（広告PR事業、補助割合1/2、上限100,000円）

補助金額合計の上限を500,000円とする。

決算額と補助金額の合計を記入する。

請求書

記入例

様式第8号（第12条関係）

令和4年11月10日

伊予市長 武智邦典様

申請書と同じ内容を記入

住所 伊予市米湊820番地
名称 株式会社中山●●製造所
(代表者名) 代表取締役 双海 太郎
連絡先 089-982-XXXX

伊予市中小企業・小規模企業等振興補助金請求書

令和4年〇月〇日付け伊（商）第〇〇号で確定通知のあった伊予市中小企業・小規模企業等振興補助金について、下記のとおり請求します。

決定日と番号は空欄のまま提出する。

記

請求額	300,000円	
振込先	金融機関名	〇〇銀行
	支店名	〇〇支店
	種別	普通・当座
	口座番号	1234567
	フリガナ	カ) ナカヤマ〇〇セイゾウショ
	口座名義人	株式会社中山〇〇製造所

※口座名義人は、申請者と同一であること。

その他注意点

備品等の購入は、法定通貨でお支払ください。仮想通貨・クーポン・ポイント・電子マネー・金券・商品券・振興券等の利用は認められません。

自社振出・他社振出に係わらず、小切手・手形による支払いは認められません。また、補助事業者から相手方へ資金の移動が確認できないため、相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済は認められません。

事業計画よりも経費支出金額が減少した場合においては、交付決定された後であっても実際の経費支出金額から補助割合をかけて計算した補助金額までしかお支払いできません。